

第 28 回 農 業 委 員 会 議 事 録

開 会 日 令和 6 年 6 月 20 日 (木)

場 所 文化会館たづくり 1001学習室

開会時間 午後 3 時

出席委員

1 番委員	荒 井 啓 子	2 番委員	野 口 一 盛
3 番委員	斉 藤 喜 兆	4 番委員	杉 崎 一三六
5 番委員	杉 本 明 彦	6 番委員	林 隆
7 番委員	戸 坂 昭 一	8 番委員	杉 本 富美男
9 番委員	倉 田 邦 昭	10番委員	榎 本 弘 行
11番委員	山 口 祐 二	12番委員	山 内 亜樹子
13番委員	矢ヶ崎 宏 始	14番委員	吉 井 美華子
15番委員	藏 見 洋 久	16番委員	田 中 敏 夫
17番委員	石 原 康 裕	18番委員	加 納 松 男
19番委員	荻 本 末 子	20番委員	篠 宮 稔

欠席委員

事 務 局

局長	元木勇治	次長	高橋夏美
書記	佐野純子	書記	谷合広美

○元木事務局長　それでは、定刻になりましたので、ただいまから第28回調布市農業委員会総会を開催いたします。

本日は20人の委員の出席をいただいております。農業委員会議事規則第6条の規定による定足数に達していることを御報告します。

それでは、以降の進行を矢ヶ崎会長、よろしくお願いいたします。

○議長（矢ヶ崎会長）　皆さん、こんにちは。本日もお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

さて、今月6日に実施しました農地パトロール、お疲れさまでした。引き続き農業委員の皆様には、改善の必要があるところは農地の権利者への指導等、よろしくお願いいたしますします。

それでは、議事日程に従い、議事を進めてまいります。

最初に、日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。本日の議事録署名委員には、2番議席の野口委員、3番議席の斉藤委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、日程第2、会期の決定についてを議題とします。会期の日程は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

御異議なしと認め、そのように決定します。

続きまして、日程第3、専決処分の報告についてを議題といたします。報告第13号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、報告第14号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、報告第15号「調布市農業委員会事務局処務規程の一部改正について」、以上3件を事務局から説明します。

○高橋事務局次長　それでは、報告第13号を御覧ください。農地法第3条の3第1項の規定による届出についてであります。農地法の第3条では、農地を農地として所有権の移転や地上権、永小作権、貸借権等の権利を設定、もしくは移転する場合には、農業委員会の許可を受けることとなっております。ただし、その権利の移転の理由が相続、または法人の合併、分割の場合は、農業委員会への届出となっております。

今回、相続による所有権の移転の届出がありました。

番号1を御覧ください。土地の所在は深大寺東町4丁目●番●外2筆、面積は合計で1,484平方メートル、権利を取得した者は●●●●氏であります。5月14日に届出を受け、申請

書類に不備がなかったため、同日受領し、受理通知書を交付しております。

番号2を御覧ください。土地の所在は深大寺北町2丁目●番●外2筆、面積は合計で1,691平方メートル、権利を取得した者は●●●●氏外2名であります。5月14日に届出を受け、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、受理通知書を交付しております。

番号3を御覧ください。土地の所在は西つつじヶ丘4丁目●番●、面積は159平方メートル、権利を取得した者は●●●●氏であります。5月27日に届出を受け、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、受理通知書を交付しております。

次のページをお願いします。資料、報告第14号を御覧ください。報告第14号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」であります。この届出は、土地の権利の移動や借地権の設定を行い、農地を農地以外のものに転用するものです。

番号1を御覧ください。土地の所在は国領町5丁目●番●、面積は422平方メートルであります。譲渡人は●●●●氏、●●●●氏、譲受人は大和ハウス工業株式会社であり、転用目的は共同住宅建設であります。石原委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。

この土地は第二小学校の西側にある土地であり、以前は生産緑地でしたが、指定告示日から30年経過したため、令和5年10月に買取申出がなされ、令和6年1月に行為制限の解除となっております。今般、土地活用を図り、所有権の移転を伴う共同住宅の建設が計画され、地目の変更をするものであります。

なお、4月23日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、4月24日に受理通知書を交付しております。

番号2を御覧ください。土地の所在は富士見町1丁目●番●、面積は1,272平方メートルであります。譲渡人は●●●●氏、譲受人は武蔵開発株式会社であり、転用目的は戸建て住宅建設であります。杉本明彦委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。

この土地は石原小学校の西側にある土地であり、生産緑地ではありませんでしたが、今般、土地活用を図り、所有権の移転を伴う戸建て住宅の建設が計画され、地目の変更をするものであります。

なお、4月30日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、5月10日に受理通知書を交付しております。

○谷合書記 次のページをお願いします。報告第15号「調布市農業委員会事務局処務規

程の一部改正について」であります。令和6年6月1日付で事務の簡素化と効率化を図り、迅速かつ適正な処理を行うため、調布市事案決裁規程と調布市契約事務規則の一部が改正されました。それを受けて、調布市農業委員会事務局処務規程についても所用の改正を行いました。

具体的な改正内容は2点です。新旧対照表を御参照ください。

1点目は、「食糧費に係るもの」の項目を削除します。2点目は、委託契約及び修繕契約における主管課契約の範囲を30万円未満から50万円未満へ引き上げます。

説明は以上です。

○議長　ただいま事務局から3件の説明がありましたことについて何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」との声あり）

ほかに御質問、御意見もないようですので、報告の3件について承認することに御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

御異議なしと認め、報告のとおり承認することといたします。

続きまして、日程第4の議案についてです。議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を事務局が朗読します。

○高橋事務局次長　議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」、上記の議案を提出する。令和6年6月20日、提出者、調布市農業委員会会長 矢ヶ崎宏始。

○議長　ただいま議案について朗読がありました。続いて、提案理由の説明をお願いいたします。

○佐野書記　初めに、お配りした資料の確認からさせていただきます。事前にお送りしております議案第4号資料のほか、本日、机上に農地法第3条の規定による許可申請書をお配りしております。なお、個人情報が含まれておりますので、総会終了後、回収させていただきます。机上に置いておいてください。

それでは、御説明させていただきます。

農地を農地として、所有権の移転や農地の所有者が農地として他人に土地を貸す場合には、農地法第3条で農業委員会の許可が必要とされております。これまで農地法第3条の許可申請があったときには、農業委員会で3つの許可条件について諮り、許可、不許可の決定を行っておりましたが、令和5年4月の農地法改正により、農地法第3条第2項第5

号の下限面積が撤廃、廃止されました。これにより、農地の権利を取得しようとする者は、その取得後において事業に供すべき農地の面積の合計が50アールに達していなくても、残りの2つの許可条件が満たされていれば、農地の取得が可能となりました。

お諮りいただく2つの許可条件について御説明いたします。

1つ目の許可条件は、権利を取得しようとする者（世帯を含みます）は、耕作の事業に必要な機械の所有状況、従事者数から見て、農地取得後、耕作等の事業に供すべき農地を効率的に利用して耕作の事業を行うことができるかどうか、新しく農地を取得して、今までの農地も含めて今までと同じように効率的に農業を営むことができるかどうかを見ます。

2つ目の許可条件は、権利を取得しようとする者（世帯を含みます）は、その取得後において行う耕作等の事業に必要な農作業に常時従事することが可能かどうかです。これは、継続して農業を続けることができるかどうかについて見ていきます。

これらの2つの許可条件について、許可申請書の記載内容及び添付書類の審査を行い、現地調査を実施いたしました。

議案第4号をおめくりいただいて資料を御覧ください。

土地の所在は若葉町3丁目●番●、地目、現況は畑です。面積は435平方メートル、譲渡人は●●●●氏、譲受人は●●●●氏であります。現地調査は、先月5月23日に矢ヶ崎会長と地区担当の藏見委員、山内委員及び事務局職員で譲受人の●●●●氏と義理の娘の●●氏立会いの下、実施いたしました。

該当の土地は、譲渡人である●●氏と譲受人である●●氏のかなり前の時代から貸借の契約が結ばれておりましたが、両者とも高齢になり、自分たちが生きている間に整理しておきたいとのことで話し合いを続けてこられ、令和6年4月30日に貸借契約を解消するに至りました。

合意解約の内容は、賃貸契約をしていた1,087平方メートルのうち、若葉町3丁目●番●の435平方メートル分の農地を●●氏から●●氏に譲渡するという今回の農地法3条の規定による許可申請に当たるものです。

ちなみに、農地の賃貸借を合意解約した場合には、農業委員会に届出をする必要がありますので、次の報告事項アの番号1がそれに該当になりますので、後ほど報告いたします。

続きまして、現地調査と書類審査した結果を御報告いたします。

まず、農地法第3条の許可条件の1つ目、権利を取得しようとする者、今回は●●●●氏が耕作等の事業に必要な機械の所有状況、従事者数から見て、農地取得後、耕作等の事業

に供すべき農地を効率的に利用して耕作の事業を行うことができるかどうか。譲渡人の●●●●氏は御夫妻と義理の娘●●●さんの3人で農業経営をしており、該当の土地は譲受人の●●●●氏の御自宅の北側、徒歩5分の場所にあり、これまでも●●●●氏が生産緑地として肥培管理をされておりました。耕作の事業に必要なトラクター、耕運機等を所有しており、効率的な農業経営を行うことができることを確認いたしました。

農作業歴50年の配偶者、農作業歴は1年ですが、義理の娘さんも年間それぞれ250日農作業に従事しております。

なお、義理の娘さんは先月、皆様に御案内した新規就農者や女性農業者を対象にした、圃場における実践的な技術習得を目指した「農業実践力養成セミナー」にも申込みをされている意欲ある農業者となります。

2つ目の権利を取得しようとする者が、その取得後において行う耕作等の事業に必要な農作業に常時従事することが可能かどうか確認させていただきました。農地の権利を取得される●●●●氏は現在●歳、農作業歴60年、年間の従事日数は300日、配偶者と義理の娘さんとで農業経営をしております。土地の取得後は、ナスやトマト、そのほか野菜類を作付していき、引き続き生産緑地として管理し、特定生産緑地の申請手続も済んでおります。

以上のことから、許可申請がなされた農地は、譲渡人と譲受人との間で譲渡について合意していること、特定生産緑地の申請も行っていることから、農地取得後も●●●●氏による効率的な農業経営が行われるものと思います。

説明は以上となります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長　ただいま事務局から説明がありましたことについて、何か御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

（「なし」との声あり）

御質問、御意見もないようですので、報告のとおり議案を承認することで御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

御異議なしと認め、そのように決定することといたします。

続きまして、日程第4の報告事項を議題といたします。ア、農地法第18条第6項の規定による通知について、イ、令和6年度農業委員会審議状況及び目的別農地転用状況について、ウ、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（引き続き農業経営を行って

いる旨の証明) について、エ、生産緑地法第10条で規定する農業の主たる従事者の証明について、以上4件を事務局より説明します。

○佐野書記　それでは、報告事項について御説明いたします。資料、報告事項アを御覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知であります。農地の賃貸借につき、その農地の賃貸人と賃借との間で賃貸借契約の合意解約がなされたことの通知であります。

番号1を御覧ください。土地の所在は若葉町3丁目●番●、若葉町3丁目●番●、面積は合計で1,243平方メートルであります。これらの土地について賃貸人・●●●●氏と賃借人・●●●●氏との間で賃貸借の契約が結ばれておりましたが、令和6年4月30日に両者の合意による賃貸借契約の解約がなされた旨の通知がありました。

報告事項アについては以上です。

○高橋事務局次長　次のページをお願いします。資料、報告事項イを御覧ください。令和6年度農業委員会審議状況及び目的別農地転用状況となります。

最初の表、令和6年度農業委員会審議状況について(1)、2段目、区分、今回総会での審議状況を御覧ください。農地法第3条の許可申請は1件、435平方メートル、第3条の3の届出が3件、3,334平方メートル、第18条及びその他のものは1件、1,243平方メートルでした。

その下の表、令和6年度農業委員会審議状況について(2)を御覧ください。宅地として農地転用したものでは、所有権の移転を伴わない農地法第4条の届出はありませんでした。

所有権の移転、賃借権の設定を伴う農地法第5条の届出が件数2件、面積1,694平方メートルとなっております。

続きまして、一番下の表、令和6年度目的別農地転用状況について御説明いたします。真ん中の表の令和6年度農業委員会審議状況について(2)、宅地として農地転用したものの内容で、今回総会審議状況で前回から変更となった部分でございます。農地法第4条は変更がありませんでした。農地法第5条では、表の上から2段目、建売住宅・分譲に転用したものが件数5件、面積3,086.02平方メートル、表の上から3段目、共同住宅・貸家に転用したものが件数1件、面積422平方メートルであります。

内訳の合計は、表の右の合計欄、件数7件、面積4,047.02平方メートルであります。

次のページをお願いします。資料、報告事項ウを御覧ください。租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明(引き続き農業経営を行っている旨の証明)についてであります。これは、相続税の納税猶予を受けている者が3年ごとに相続税の納税猶予を継続し

て受けるために、引き続き農業経営を行っていることを証明するものです。

番号1について御説明いたします。土地の所在は深大寺南町5丁目●番●外7筆、面積は合計で3,740.28平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。加納委員が現地確認をしております。

番号2について御説明いたします。土地の所在は染地1丁目●番●外1筆、面積は合計で914平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。山口委員が現地確認をしております。

番号3について御説明いたします。土地の所在は深大寺北町3丁目●番●外3筆、面積は合計で3,217平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。篠宮委員が現地確認をしております。

番号4について御説明いたします。土地の所在は緑ヶ丘2丁目●番●外1筆、面積は合計で1,397平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。蔵見委員が現地確認をしております。

番号5について御説明いたします。土地の所在は西つつじヶ丘1丁目●番●外3筆、面積は合計で1,366.19平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。倉田委員が現地確認をしております。

番号6について御説明いたします。土地の所在は布田2丁目●番●外5筆、面積は合計で3,409.06平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。山口委員が現地確認をしております。

番号7について御説明いたします。土地の所在は布田6丁目●番●外1筆、面積は合計で678平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。山口委員が現地確認をしております。

なお、番号1から7につきましては、全ての申請書類に不備はなく、証明書を発行しております。

次のページをお願いします。資料報告事項エを御覧ください。生産緑地法第10条で規定する農業の主たる従事者の証明についてであります。これは、生産緑地に係る農地の主たる従事者である旨を証明するものです。

番号1について御説明いたします。土地の所在は飛田給1丁目●番●、面積は192平方メートル、主たる従事者は●●●●氏であります。野口委員が現地確認をしております。

番号2について御説明いたします。土地の所在は西つつじヶ丘4丁目●番●、面積は159

平方メートル、主たる従事者は●●●●氏であります。倉田委員が現地確認をしております。

なお、番号1と2につきましては、全ての申請書類に不備はなく、証明書の交付を行っております。

以上で報告事項の説明を終わります。

○議長　ただいま事務局から説明がありましたことについて何か質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

（「なし」との声あり）

御質問、御意見もないようですので、報告の4件を承認することに御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

御異議なしと認め、報告のとおり承認することといたします。

次に、その他報告及び連絡事項について事務局から説明します。

○元木事務局長　それでは、その他報告及び連絡事項についてです。

今回の総会は令和6年7月18日木曜日午後3時から調布市文化会館たづくり1001学習室にて開催いたします。なお、役員会は同日午後2時30分からですので、よろしくお願いたします。

次に、令和6年6月18日午後1時30分から吉祥寺エクセルホテル東急8階にて、東京農業会議主催の第135回通常総会及び令和6年度第1回事業推進協議会が開催されました。当日は、令和5年度事業報告及び収支決算承認について、令和6年度東京都農業会議事業評価についてなどの議事がありました。農業委員会会長が出席しました。

次に、令和6年7月12日午後2時から三鷹市公会堂さんさん会館にて、東京都農業会議主催の農業委員会地区別広域会議が開催されます。当日は、令和6年度農業委員会活動の積極的推進についてなどの議事が予定されており、農業委員会会長及び副会長が出席する予定です。

説明は以上です。

○議長　ただいま事務局から説明がありましたことについて何か御質問がありましたらお願いいたします。

（「なし」との声あり）

ほかに御質問、御意見もないようですので、説明のとおりといたします。

それでは、本日の日程は全て終了しましたので、これで第23期第28回農業委員会総会を

閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後 3 時31分

調布市農業委員会議事規則第13条の
規定によりここに署名押印します。

年 月 日

議長

署名委員

2番委員

3番委員